

学校法人佐藤栄学園平成国際大学における公的研究費の使用に関する行動規範

(平成27年8月21日策定)

平成国際大学

学長 堂ノ本 眞

大学研究者には教育と、研究成果の社会還元が求められています。

近年、多くの研究機関等において、公的研究費※1にかかわる不正等がマスメディア等で報じられており、国においても、競争的資金等について適正に管理するための必要な事項を示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）が公表されております。これは、研究費の不正使用が起これば、研究者はもとより、その研究者が属する研究機関にも制裁が及ぶことに加えて、大きくは国の科学技術振興政策にまで悪影響が及ぶためです。

これらの状況を踏まえ、学校法人佐藤栄学園平成国際大学（以下「本学」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として、次のとおり定めます。本学の研究者※2及び職員※3（以下「研究者等」という。）は、研究費の管理はもとより、公的研究費の使用に関する研修や内部監査などの実施、公的研究費が適正に使用される環境を整備し、これを誠実に実行しなければなりません。

- 1 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金であることの重要性を認識し、適正な管理・運営及び公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 公的研究費は必ず本学による経理としなければならない。
- 3 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。

- 4 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
また、職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 5 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 7 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

※1 公的研究費とは、文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人、地方公共団体から等から配分される研究資金をいう。

※2 研究者とは、公的研究費を使用して本学において研究活動を行う者をいう。

※3 職員とは、公的研究費の管理・運営にかかわる業務を行う事務職員等をいう。